ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県宇佐市安心院町山蔵
字小田　五七八番　一号
字平ケ谷　六二五番九　二号
六一七番　三号
字樋ケ谷　六二八番二　四号
字迫　六三〇番　五号
六三二番　六号

五(一)　砂防法第二条の土地の表示
打上川

(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

大分県宇佐市院内町高並
字榎山　一八二番二及び一八二番三
一八三番一から一八三番三まで
字小一郎　一九四番
一九七番一
一九九番
二〇四番及び二〇五番
二〇八番
二一一番

○関東地方整備局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
成田市山之作字仲谷津一〇二番から同市久米字仲田九五番二まで	前	一二・八四～五八・一七メートル	〇・五九八キロメートル
	後	二七・七八～八四・三九メートル	〇・五九八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県宇佐市院内町高並
字小一郎　二一四番　一号
二一一番　二号
二〇八番　三号
字榎山　一八三番一　四号
一八〇番一　五号
一七九番二　六号
一七六番一　七号

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
釜ノ浦川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県佐伯市蒲江大字畑野浦字釜ノ浦
二六四六番五　一号
二六二四番一　二号及び三号
二六四六番一　四号から十三号まで
二六二六番　十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
八王子市南浅川町二七九四番一六から同市南浅川町二六三七番三まで	前	五八・〇三～一一二・一七メートル	〇・〇八五キロメートル
	後	六七・九四～一一二・一七メートル	〇・〇八五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	松戸市上矢切字富士見台二二一番地先から同市上矢切字南台一三八番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所
〃	松戸市下矢切字東台三三番九から市川市北国分一丁目二四五三番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十二年一月二十九日

○近畿地方整備局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
洲本市塩屋二丁目一一八番一から同市塩屋二丁目一四三番三まで	前	一二・六〇～一八・〇〇メートル	〇・一四四キロメートル
	後	一二・八〇～一九・〇〇メートル	〇・一四四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十八号	洲本市塩屋二丁目一一八番一から同市塩屋二丁目一四三番三まで	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年一月三十日

○中国地方整備局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十四号